

後期高齢者医療制度

新しい被保険者証と

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療被保険者証を、8月1日に更新します。新しい被保険者証と平成25年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付しますので、確認してください。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061、各支所市民福祉係、または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078132612021(コールセンター)

被保険者証

被保険者証の更新時期は、毎年8月1日です。8月1日からは、新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示し、受診してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。未納がある場合は、早めに納付をお願いします。また、特別な事情で納付が困難な場合は、早めに相談してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表1の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の方は「限度額適用・

標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」)

を提示することで、医療機関ごとに1か月に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食費なども減額されます。ただし、対象は保険診療分です(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージなどの施術を除く)。

現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。対象となる方で新たに減額認定証の交付を希望される場合は、市の担当窓口へ申請してください。



保険料額の決定通知

保険料は、被保険者一人一人が支払います。



■保険料の計算方法

均等割額	+	所得割額	=	1人当たりの保険料額
被保険者1人当たり 44,320円		(平成24年中の総所得金額等 - 330,000円) × 8.81%		平成25年度の保険料額 (上限55万円)

※日高町羽尻および但東町天谷の方は、特例で所得割の料率と均等割額が異なります。
 ※保険料を決定する基準日は、原則4月1日です。
 ※年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、保険料を月割りで計算します。

■医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(表1)

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※注1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(※注3)は、市の担当窓口へ申請することにより1割負担となります。
一般	1割	12,000円	44,400円	260円	現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※注2	世帯全員が住民税非課税 低所得Ⅰ以外の方
低所得Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	100円	世帯全員が住民税非課税 ・各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額は80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

※注1…[]内は過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
 ※注2…[]内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)
 ※注3…同一世帯に被保険者が1人の場合の被保険者の収入…383万円未満
 ・同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合、被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計…520万円未満
 ・同一世帯に被保険者が複数の場合の被保険者全員の収入合計…520万円未満

■保険料の納付方法

普通徴収(口座振替や納付書での支払い)と特別徴収(年金天引)の2通りです。

①普通徴収 対象となる年金の受給額が年18万円未満の方は、口座振替や納付書での支払いです。7月から翌年3月まで毎月(9回)納付していただきます。

②特別徴収 対象となる年金の受給額が年18万円以上の方は、原則、年金から天引きです。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年度の2月(6期)に支払いしていただいた額			7月に確定する保険料年額から仮徴収額を差し引き、3回に分けた額		

※特別徴収の方は、本人の申し出で口座振替による納付方法に変更することができますので、希望の方は、市の窓口にご相談してください。

※対象となる年金の受給額が年18万円以上でも、次の方

は、普通徴収です。

- ・ 年度途中で75歳になった方
- ・ 年度途中で障害認定により加入した方
- ・ 年度途中で他の市町村から転入した方
- ・ 年度途中で保険料の額が変更となった方

■所得の低い方の軽減

①均等割額の軽減 世帯の所得水準に応じて、均等割額が軽減されます(表2)。
・ 軽減割合は、被保険者と世帯主の所得金額の合計額などで判定されます。

②所得割額の軽減 所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

■被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に被用者保険(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者であった方は所得割はかからず、均等割額が9割軽減されます。

■表2

軽減割合	総所得金額等(被保険者+世帯主)	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	4,432円
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	6,648円
5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)」以下の世帯	22,160円
2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数」以下の世帯	35,456円

■保険料の減免

次の方は、申請による減免制度がありますので、相談してください。

- ・ 災害などで大きな損害を受けた方
- ・ 所得が著しく減少した方
- ・ 他の被保険者や世帯主が死亡したことなどで、世帯の所得が軽減判定基準以下となった方 など

豊岡市学校支援地域本部事業
豊岡市民のみならず、
ちよつと学校に力を貸してもらいませんか、

市内の小・中学校では、日ごろ地域の皆さんからさまざまな支援を受け、地域全体で子どもを育てていただいています。

子どもたちは、地域の方と交流を持ち、触れ合うことで、あいさつを交わすようになり、地域を愛する心が育つなど、多くの効果が得られています。

今後も、地域ぐるみの学校支援活動が活発化し、学校支援ボランティアの輪が広がるよう、皆さんの温かい支援をお願いします。



▲学校支援ボランティアの読み聞かせ

学校と学校支援ボランティアの調整役として、本年度、28校に配置した学校支援コーディネーターの皆さんを紹介いたします。

氏名	学校名	氏名	学校名	氏名	学校名	氏名	学校名
太田 博章	豊岡小	河本 聡	八条小	中貝 正巳	三江小	本田 悦子	奈佐小
中井 美幸	港東小	木下阿来子	港西小	百合早緒利	神美小	北村 京子	竹野小
木瀬 堯 <small>ひかか</small>	中竹野小	太田 靖博	竹野南小	正木喜美子	府中小	三好 幸枝 <small>ゆきえ</small>	八代小
藤本 均	日高小	岡本 浩	静修小	吉田 順一	三方小	小松 和巳	弘道小
笹部 真理 <small>まこと</small>	福住小	武縄 伸子	寺坂小	田淵由加利	小坂小	吉田 準一	小野小
森友 まみ	合橋小	桑垣 浩司	高橋小	渡邊 政仁	資母小	隈元 哲子 <small>ともこ</small>	豊岡南中
植垣 正毅 <small>まさたけ</small>	港 中	田中 照晃	城崎中	三輪 博一	森本中	木下 なつ	日高西中

(敬称略)

《申込み・問合せ》学校支援地域本部事業実行委員会事務局(生涯学習課人権・社会教育係) ☎23-10341